

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の改正

改正の目的

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（以下「土砂条例」。令和2年11月施行。）では、不適正な土砂埋立てを防止し、市民の生活環境・自然環境を保全するため、一定規模（事業面積1,000㎡以上）の土砂埋立てに事前許可を義務付けるとともに、大規模埋立事業については、事業の適正な履行を保證するため保証金の預託を義務付けています。

このたび、不適正な土砂埋立行為のより一層の未然防止のため、土砂条例施行規則の改正を行います。



施行規則案の概要

1. 許可対象外事業の見直し（土地改良事業の一部を許可対象に追加）
 - ・土地改良法に規定する土地改良事業のうち共同施行（土地改良法第95条第1項及び第95条の2第1項の認可を得て行う事業）を土砂条例の許可の対象事業に改定する（ただし、保証金預託義務については対象外とする）。
2. 保証金預託義務の対象範囲の見直し（面積要件の引き下げ）
 - ・保証金預託義務の対象となる事業区域の面積について、「50,000平方メートル以上（緑地の保全区域または緑地の育成区域は25,000平方メートル以上）」から「10,000平方メートル以上（緑地の保全区域または緑地の育成区域は5,000平方メートル以上）」に改定する。
3. 搬入土砂検査結果報告書の見直し（計画土量・累積土量を報告事項に追加）
 - ・搬入土砂検査結果報告書（様式第15号）について、「計画土量」及び「累計土量」の項目を追加する。

施行予定日

2025年7月1日